

指名停止措置等の改正について

平成22年4月1日から、広島市水道局発注の請負等において、違法・不法行為の排除の徹底を図るため、指名停止措置の強化等の見直しを行います。

1 指名停止措置の見直し

(1) 贈賄、談合等に係る指名停止措置の強化

次に掲げる違法・不法行為に対する抑止力の強化を図るため、指名停止措置の期間を延長します。

措 置 要 件			改正前	改正後
贈賄	本市職員に対する行為	代表役員等	24か月	36か月
		一般役員等	18か月	27か月
		使用人	12か月	18か月
	本市以外の他の公共機関の職員に対する行為	代表役員等	12か月	18か月
		一般役員等	9か月	14か月
		使用人	6か月	9か月
あっせん 利得処罰 法違反行 為	本市発注の請負等	代表役員等	24か月	36か月
		一般役員等	18か月	27か月
		使用人	12か月	18か月
	本市以外の他の公共機関が発注する請負等	代表役員等	12か月	18か月
		一般役員等	9か月	14か月
		使用人	6か月	9か月
談合等	本市発注の請負等	代表役員等、一般役員等、使用人	24か月	36か月
	本市以外の他の公共機関が発注する請負等	代表役員等	12か月	18か月
		一般役員等 使用人	9か月 6か月	14か月 9か月
独占禁止 法違反行 為	本市発注の請負等	刑事告発、違反容疑で逮捕	24か月	36か月
		課徴金納付命令等	12か月	18か月
	本市以外の発注の請負等	刑事告発、違反容疑で逮捕	12か月	18か月
		課徴金納付命令等	6か月	9か月
暴力的不 法行為	役員等が暴力団関係者		12～24か月	36か月
	暴力団関係者が経営に事実上参画		12～24か月	36か月
	暴力団関係者を雇用又は使用		12～24か月	36か月
	暴力団の威力又は暴力団関係者を利用		10～20か月	30か月
	暴力団等に経済上の利益又は便益を供与		8～16か月	24か月
	暴力団等と社会的に非難されるべき関係		8～16か月	24か月
	暴力団関係者を不当に利用		6～12か月	18か月
	業務に関して本市職員に対して暴力又は脅迫等		1～12か月	18か月

(2) 指名停止期間の加重措置の強化

指名停止の期間満了後一定の期間を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、新たに指名停止の措置要件に該当した場合の加重措置の期間を、これまでの一律1か月から、新たな指名停止の措置要件の内容に応じて、1か月、2か月又は3か月とします。

(3) 公衆損害事故等に係る指名停止措置の期間を一部見直します。

2 競争入札参加資格の取消し等

(1) 広島市又は病院事業局において、正当な理由なく契約を締結又は履行しなかったり、故意に工事又は製造等を粗雑にするなどを理由に競争入札参加資格を取り消された者は、水道局においても競争入札参加資格を取り消します。

(例) 広島市発注の請負等で契約不履行があった場合

	改正前	改正後
広島市	資格取消	資格取消
水道局	指名停止 (6か月以上12か月以内)	

(2) 広島市水道局の競争入札参加資格者が、広島市公益的法人等指導調整要綱に規定する公益的法人等が発注した請負等において、正当な理由なく契約を締結又は履行しなかったり、故意に工事又は製造等を粗雑にするなどの行為をしたときは、36か月間の指名停止を行います。